

大阪市告示第1558号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年11月14日

大阪市長 横山 英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

KITTE大阪

大阪市北区梅田三丁目2番2号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

日本郵便株式会社 代表取締役 小池 信也

東京都千代田区大手町二丁目3番1号

外2者

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

梅田3丁目計画（仮称）

大阪市北区梅田三丁目2番4号 外

(変更後)

KITTE大阪

大阪市北区梅田三丁目2番2号

② 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名（名称）	代表者（法人の場合）	住所
日本郵便株式会社	代表取締役 衣川 和秀	東京都千代田区大手町 二丁目3番1号
大阪ターミナルビル株式 会社	代表取締役 平野 賀久	大阪市北区梅田二丁目 2番22号
株式会社 J T B	代表取締役 山北 栄二郎	東京都品川区東品川二 丁目3番11号

(変更後)

氏名（名称）	代表者（法人の場合）	住所
日本郵便株式会社	代表取締役 小池 信也	東京都千代田区大手町 二丁目3番1号
J R 西日本ステーション シティ株式会社	代表取締役 伊勢 正文	大阪市北区芝田二丁目 4番24号
株式会社 J T B	代表取締役 山北 栄二郎	東京都品川区東品川二 丁目3番11号

- ③ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては代表者の氏名

(変更前)

未定

(変更後)

株式会社ファミリーマート 代表取締役 細見 研介

東京都港区芝浦三丁目1番21号

外45者

- (4) 変更年月日

令和7年7月1日

2 届出年月日

令和 7 年10月28日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番10号 A T C ビル O' s 棟南館 4 階

(2) 期間

令和 7 年11月14日(金)から令和 8 年 3 月16日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 8 年 3 月16日(月)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)